福島市公告第329号

市有財産売却の一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条 の規定に基づき、つぎのとおり公告する。

令和7年11月19日

福島市長 木幡 浩

記

1 一般競争入札物件

下記の市有財産を売却する。

No.	区分	所在・地番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)
1	土地	福島市宮下町22番4	宅地	232 . 54 m	19,000,000
2	土地	福島市宮下町22番5	宅地	226.83 m²	18, 100, 000

「予定価格」とは最低入札売却価格のことであり、この金額以上の入札金額を有効とする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる規定に該当しない者であり、資格を有することについて、文書にて市長の承認を受けなければならない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者。
- (2) 正当な理由がなくて契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後、2年を経過しない者。
- (3)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務 に従事する本市の職員。
- (5)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号のいずれかに 該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札 代理人として使用した者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団の構成員。
- (7)暴力団又は暴力団員(以下、「暴力団等」)という)を不当に利用し、暴力団の維持・運営に関与し、又は暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有するなど、暴力団等との密接な関係を持つ者。
- (8)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している構成員。
- (9)破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の適用となる資産状況が不振の者。
- (10) 市民税等を滞納している者。
- 3 参加申込受付の書類配布、受付場所及び入札書の契約条項を示す場所

(1) 書類配布期間

令和7年11月19日(水)~令和7年12月19日(金) ※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2)参加申込受付期間

令和7年11月19日(水)~令和7年12月19日(金) ※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 書類配布場所及び参加申込場所

福島市役所 財務部 財産マネジメント推進課

4 参加申込方法

前項の受付場所に必要書類を持参すること(郵送・電送不可)。受付期間内必着とする。

5 現場説明会

現場説明会は開催しないので、参加者は必ず現地を確認すること。

6 入札執行の場所及び日時

福島市役所 入札室(本庁舎3階)

令和8年1月27日(火) 物件 No.1 午前10時00分 令和8年1月27日(火) 物件 No.2 午前10時30分

7 入札保証金

予定価格の10%以上の金額を入札書受付前に納入すること。この入札保証金から利子は発生しないものとする。なお、落札者の入札保証金は下記「8 契約保証金」の記述のとおりとし、非落札者の入札保証金は返還する。

8 契約保証金

落札者の入札保証金は契約保証金として充当し、売買金額から差し引く。

- 9 契約締結期限及び土地代金納期限
- (1) 契約締結期限

落札者に送付する契約通知日から10日以内

(2)土地代金納期限

契約締結日から14日以内

金融機関のローン(融資)を受ける場合は、契約締結日から45日以内

10 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 その他

- (1)入札参加者は、募集要領及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (2) 申込書等及び入札書の用紙は、市ホームページ又は財務部財産マネジメント推進課で配布する。
- (3) その他詳細不明な点については、財務部財産マネジメント推進課(電話 024-563-3093) に照会のこと。